

会員 相談室

Vol.32

相談事例紹介



債務超過の子会社が解散した場合の税務

質問

平成23年7月にB社の子会社であるA社を解散した(両社の代表取締役はC氏)。事実関係は、次のとおりである。

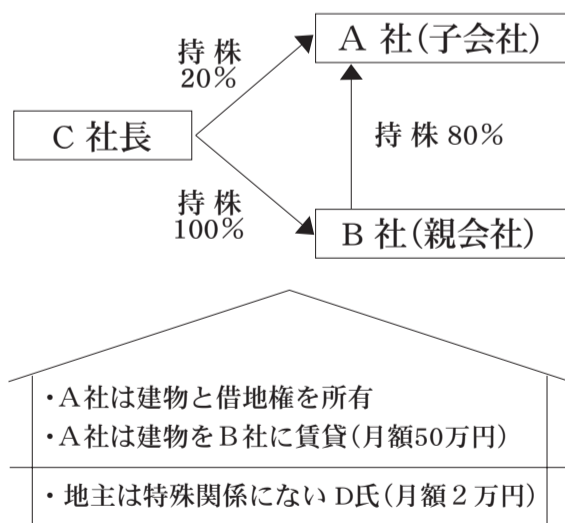
(1) A社は、B社が発行済株式総数の80%、C社長が20%を所有するB社の子会社。平成15年に取引先の倒産により、約1億円の不良債権が発生。平成23年7月時点における債務超過額(時価ベース)は3,000万円。

一方、A社は特殊関係にないD氏から土地を賃借し、借地権の設定を受けている。D氏に支払う賃借料は月額2万円。A社はその建物をB社に月額50万円で賃貸している。A社の青色欠損金は4,000万円。

(2) B社は、C社長が発行済株式総数の100%を所有している。B社は、これまでA社が銀行からの借入金を返済するための資金を貸付けてきた。その結果、A社に対する貸付金、未収利息の残高は6,000万円になっている。ただし、平成23年6月にA社は銀行からの借入金を完済した。

(3) C社長は、今後はA社とB社の2つの会社を存続させる必要はないと考えて、A社を解散した。そこで、A社が所有する借地権2,000万円(帳簿価額はゼロ)と預金など1,000万円をB社に対する債務の弁済に充てる。B社はA社に対する残債権(3,000万円)を債権放棄することを考えている。

このような状態で、B社がA社に債務免除する3,000万円は、貸倒損失として損金算入が認められるか。



回答

寄附金に該当する。

検討

1 貸倒損失の根拠規定

貸倒損失を損金の額に算入する根拠規定は、「当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」(法22③三)である。

ただし、単に「損失の額」と規定しているだけなので、その意味を解釈する必要がある。

その手掛かりの一つが、平成21年度改正前の資産の評価損(旧法33②)の規定にある(現行規定にはこの文言はないが、改正前の考え方を維持している)。具体的には、評価損の対象となる資産から預

金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権を除外していた。この規定は、金銭債権については、評価損の計上を認めないことを意味する。これを貸倒損失の視点で考えると、部分的な貸倒損失の計上を否定するという意味になる。

つまり、貸倒損失は、その金銭債権の全額が回収不能に陥った日の属する事業年度で損金の額に算入するのである。

2 全額回収不能の認定基準

しかし、どのような状態をもって全額回収不能と認識するかは、実務的には難しい。この点について、課税庁の見解を示すものが、法人税基本通達9-6-1、9-6-2である。

9-6-1は、法律的に債権が消滅した場合の貸倒損失の認識事由を示したものである。(1)から(4)のタイプがある。(4)では、①債務者の債務超過の状態が相当期間継続しているという客観的な状況、②債権者における金銭債権の弁済を受けることができないという認識、③書面による債権放棄の通知の三要件の充足をもって貸倒損失の計上の認識基準としている。

9-6-2は、会計上の貸倒れと言われるものである。ここでは、債務者の資産状況、支払能力等からみて、その全額が回収できないことが明らかになった場合に貸倒損失に当たるとしている。全額回収不能が貸倒損失の本質であることに言及しているが、上述した9-6-1(4)と比較すると具体性に乏しい。

なお、9-6-1と9-6-2は、その表現は異なるが、いずれの通達においても、債務者は全額回収不能の状態に陥っていることを示しているものである。つまり、適用する通達により最終的な判断が異なることはない。

3 支援損

親会社が子会社を整理する場合にする損失負担等については、次の(1)~(5)の要件を満たすときは、寄附金の額に該当しない(法基通9-4-1)。

- (1) 支援者である親会社についての取扱いであること。
- (2) 子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴う支出であること。
- (3) その子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等(損失負担等)をしたこと。
- (4) その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等を行うこと(必要性)。
- (5) 支出することについて相当な理由があると認められること(相当性)。

これらのうち、(4)の必要性の要件と、(5)の相当性の要件が特に重要である。必要性の要件は、親会社が損失負担等をする必要があることであり、会社法の有限責任の範囲を超えて社会的責任を履行するという趣旨である。相当性の要件は、親会社がする負担は過剰なものでないことを意味する。

なお、この支援損に当たる場合も、本来子会社が負担すべきものを親会社が負担をし、債務を免除することになる。しかし、それは、親会社の事業上の費用として損金の額に算入するものである点におい

今回は

法人税



相談委員

多田雄司 (小石川支部)

て、貸倒損失とは異質のものである。

4 本事例の場合

本事例では、A社は平成15年に約1億円の不良債権が発生し、財政状態はその後好転せず、平成23年7月時点の債務超過額が3,000万円になっている。

その間、B社はA社の銀行に対する借入債務を事実上弁済してきた。

平成15年に発生した不良債権が回収不能の状態であったとすれば、この時から債務超過の状態が続いていたことになる。

次に、A社は現時点における簿外の借地権を含めた全資産をB社に対する借入金の弁済に充てるために移転する。これによりA社の資産はゼロになる。

それでも、B社にはA社に対する3,000万円の貸付債権が残る。この残債権を9-6-1、9-6-2に当てはめると、A社が所有する資産はゼロである以上、全額回収不能になるので、貸倒損失として損金の額に算入できるという考え方が生ずる。

しかし、9-6-1、9-6-2では表現されていないが、これらの通達を適用する前提がある。

それは、B社がA社に資金を貸し付けた時点では、A社に返済能力があるというものである。返済能力がないことが明白な状態で、貸し付けることは、その時点で贈与したと変わらない。このようなケースは、兄弟会社間で見られることが多い。

この点を本事例で検討すると、A社は建物をB社に賃貸し、月額50万円の賃料を受け取っている。これまでもA社はこの受取賃料とB社からの借入金とを相殺してきた。これは、A社のB社に対する支払能力を示すものであり、受取賃料がある限り、貸付けを受けた時点で返済能力が欠如していたと認定されることはないと考えられる。

しかし、C社長は、A社が所有している借地権をB社に譲渡しようと考えている。もし、この借地権を譲渡したならば、その時以降はA社の返済能力は欠如することになる。

これは、これまでのA社がB社から資金の貸付けを受けた時に、A社には返済能力が存在していたという根拠を失ったことを意味する。

A社が行う債権放棄が支援損(9-4-1)に当たるか否かについては、債権放棄が今後より大きな損失の防止につながるものではない(必要性の要件の欠如)ので、同通達を適用する事例には当たらない。

このように、本事例における債権放棄は、貸倒損失及び支援損に該当しないので、寄附金になると考えられる。

したがって、A社は解散を取り止めて継続(会社法473)し、建物の賃貸事業を復活させるのがよいという結論になる。

注) 内容は、平成23年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。